

新型コロナウイルス感染症に関する知事からのメッセージ

県民の皆様、事業者の皆様へ

緊急事態宣言解除後、本県では、4月25日以降およそ2ヶ月半の間、新規感染者発生ゼロの状態が続いていましたが、7月10日に47例目となる患者様が発生し、以降、この方もあわせて計31名の新規感染者が確認されました。全国の状況に目を向けましても、首都圏をはじめとする多くの都府県で、緊急事態宣言前後の人数を上回る新規感染者が発生しています。

感染状況にも変化が見られ、東京都、大阪府の発表でも、感染された方は30代以下の若い世代の割合が増加しているとのこと。本県の傾向を見ましても特に10代、20代の若い世代の方が多く、直近5日間の新規感染者の9割が10代、20代の方となっています。

緊急事態措置解除の後、県は「三重県指針」の中で、感染拡大の予兆を早期に察知し、適宜警戒を呼び掛けるためのモニタリング指標を設け、感染状況を観察してきました。そのうちの主な指標である、直近5日間の新規感染事例数、新規感染者数、入院患者数が、昨日（7月27日）、いずれも水準を上回りました。

しかしながら、7月10日以降に発生した新規感染事例については、概ね感染経路が推定できていると見られ、県内で市中感染が発生している状況にはないと考えられます。

入院患者数も指標水準を超えたものの、増加傾向を的確に捉え、県内の医療機関、宿泊療養施設を提供する事業者と緊密に連携し、感染拡大に向けて着実に病床確保を進めています。

これらのことから、県民の皆様に対し、今すぐにすべての外出を自粛していただくような段階にはないと考えていますが、主に都市部における感染状況や、県内においても新規感染者の発生が続いていることに鑑み、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等も含め、県民の皆様、事業者の皆様へ、感染防止対策の徹底を引き続きお願いさせていただきます。

（県民の皆様へ）

これから梅雨明けを迎え、これまで控えていた県外への旅行を計画する方もおられることと存じます。旅行や、遠くにお住まいのご家族との再会は楽しい時間です。そこに水を差すようで心苦しくはありますが、折角の楽しい時間が、少しの油断で取り返しのつかないことになってしまうかもしれません。

現在の東京都心部等をはじめとする首都圏、愛知県、大阪府などの、感染が急速に拡大している地域との往来は、知らないうちに感染し、またその感染を身近な方にまで拡大させてしまうおそれがあります。感染拡大を防ぐため、移動先の感染状況に留意し、感染者が急増しているエリアとの往来については、避けていただきますようお願いいたします。

地方都市においても、接待を伴う飲食店でのクラスター発生が相次いで報告されていることから、首都圏等に限らず、県外を訪問される際には、感染者が急増しているエリアにおける感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛していただくよう、改めてお願いします。

また、特に若い世代の皆様におかれましては、軽症や無症状のまま、知らないうちに感染を拡大させないよう、感染を決して人ごとと思わずに、日常生活において「うつらない、うつさない」慎重な行動や、徹底した感染防止対策をお願いします。

なお、外出をされる際には、その外出を楽しい時間にしていただくためにも、県内外や訪問先を問わず、「三つの『密』」を避ける、人との間隔を確保するなど、『新しい生活様式』による感染防止対策の徹底を、改めてよろしく申し上げます。

(事業者の皆様へ)

これから県内外からの人の移動が増える時期になります。接客業、観光業をはじめとする事業者の皆様におかれましても、こうした時期を迎える今こそ、『三重県指針 ver.3』や、業種ごとのガイドラインをふまえ、徹底した感染防止対策をお願いします。

特に、県外において、これまでクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等)については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン実践の徹底をお願いします。

(高等教育機関の皆様へ)

また、高等教育機関の皆様におかれましては、県外において、部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が報告されているほか、県内においても感染者が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起をお願いします。

(イベント関係について)

開催が可能なイベントの規模については、7月末まで5千人以下となっておりますが、感染状況をふまえた国の判断から、8月末まで延長となっております。開催される場合も徹底した感染防止対策が前提となりますので、ガイドライン等の遵守をお願いいたします。

(期限について)

県内の新規感染者の発生動向、全国の感染状況や政府の方針等も見据えながらの判断となりますが、9月1日以降のイベント開催の取扱いについて、改めて国から示されることも踏まえ、『三重県指針 ver.3』の期限は8月31日までとし、県内外の状況を見据えつつ、必要な対策を適宜実施していきます。

(人権への配慮)

そして皆様にも、改めて、ご理解いただきたいことがあります。

感染された患者の方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別、偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことです。

戦うべき相手はウイルスであり、皆様の隣人ではありません。県民の皆様におかれましては、個人や企業への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

(結びに)

皆様ご自身、そして大切な家族や友人、同僚の「命と健康」を守るためには、ウイルスを「持ち込まない」「広げない」ことが大切です。ゴールが見えないことから緊張感を維持することが難しく、つい気を緩めてしまうこともあるかもしれませんが、ゴールが見えない今だからこそ、ゴールに近づくために、持ち込まない、広げないための行動を心掛けてください。

新型コロナウイルスは誰もが、いつ、どこで、感染するかわからないことから、今こそ、ひとりひとりが徹底した感染対策を行っていただきますよう、お願いいたします。

令和 2 年 7 月 2 8 日
三重県知事 鈴木 英敬